

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

鳥取県規則第七十四号

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

目 次

◇規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 健康保険法による保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出

土地改良区の役員の就退任

道路の区域の変更

土地区画整理組合の設立の認可

◇選管告示 鳥取県の議員及び知事の選挙権を有する者の総数

規 則

告 示

鳥取県告示第五百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 氏名 | 住所 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|------|----------------|-----------|-------------|
| 中谷 薩 | 東伯郡羽合町大字久留八五の二 | 島医 第二五二六号 | 昭和四十五年七月十三日 |

鳥取県告示第五百四十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 |
|-------------|--------|-----------------|-------|
| 昭和四十五年七月十四日 | 面谷外科医院 | 鳥取市吉方温泉四丁目三一五番地 | 面谷 幹夫 |

| 届出事項 | 指定漁船調査の縦覧場所 |
|-------------|--------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名 | 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 |
| 加入区 | 昭和四十五年八月四日から |
| 米子市三柳 倉本 善正 | 米子市漁業協同組合 |
| 米子市灘町 大谷 精明 | 昭和四十五年八月十八日まで |
| 加入区 | 米子市漁業協同組合 協同組合 |

鳥取県告示第五百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

青谷町東町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破

二 朗

| | | |
|---------|---------|---------------|
| 理 事 | 竹 本 秀 治 | 氣高郡青谷町大字青谷五五一 |
| 棚 田 禮 | 一 | " |
| 坂 田 秀 信 | " | 五五三 |
| 石 田 武 夫 | " | 六六三ゾ一 |
| 吉 用 武 夫 | " | 三〇四七 |
| 石 田 嶽 | " | 六四九 |

| | |
|--|---------------|
| 竹本義雄 | 六〇〇 |
| 山本繁藏 | 一九〇 |
| 棚田義治 | 六六四 |
| 山田操 | 一八九 |
| 小清水正 | 五九八 |
| 秋田重太郎 | 三、〇八三 |
| 大寺孝臣 | 五五四 |
| 大寺義美 | 六六四ノ一 |
| 青柳ちか | 六四九 |
| 藏本寿延 | 三、三四二 |
| 長谷川岩藏 | 三、〇七五ノ一 |
| 坂田鶴治 | 五六九 |
| 木下孝瑞 | 三、二〇六 |
| 監事 | 三、二〇六 |
| 砂川哲夫 | 三、一五四 |
| 山下頤正 | 三、一〇九四 |
| 坂原光雄 | 三、〇八九 |
| 秋田勇 | 三、〇七一 |
| 山本勝 | 五五四 |
| 大寺孝臣 | 六六四 |
| 砂川哲夫 | 三、一二五 |
| 吉田武夫 | 三、三四二 |
| 木下孝瑞 | 三、二〇六 |
| 監事 | 三、二〇六 |
| 棚田義治 | 六一五 |
| 尚徳村三ヶ堰土地改良区 | 六一五 |
| 退任した役員の氏名及び住所 | 六一五 |
| 昭和四十四年九月二十五日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和四十四年十月七日就任 任期四年 | 六一五 |
| 理事 松浦徳虎 米子市榎原一、〇九五 | 六一五 |
| 牧浦正雄 | 二八六 |
| 小林勝美 | 八一五 |
| 岩崎一 | 七四七 |
| 鷲見重雄 | 大袋二七八 |
| 山川栄 | 橋本二〇六 |
| 乗本貞雄 | 二六一 |
| 長谷川計夫 | 三〇二 |
| 青木五四二 | 五四二 |
| 就任した役員の氏名及び住所 | 五四二 |
| 監事 | 五四二 |
| 理事 石井巖 | 氣高郡青谷町大字青谷四六九 |
| 竹本義雄 | 六〇〇 |
| 豊田真太郎 | 五三九 |
| 竹本秀治 | 五五一 |
| 棚田禮 | 五五三 |
| 坂田秋 | 一八九 |
| 柳龍夫 | 六四九 |
| 青柳満 | 六六三ノ一 |

監事 加藤幡敏 橋本三五四

岡俊隆 橋原四五七

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 三吉重雄 米子市榎原八〇〇

田辺潔 八三五

須山昭典 橋本二三二

加藤伸二 二〇八

長谷川暢亮 青木五三四

山川栄 橋本二〇六

松浦徳虎 榎原一〇九五

牧浦正雄 大袋二七八

鷲見重雄 橋本二七一

岡俊隆 横原四五七

監事 加藤孝己 大袋二七八

任期満了により退任
昭和四十五年五月二日就任 任期昭和四十七年五月一日まで

社村不入岡堰土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 遠藤横倉吉市不入岡三七五

河本進 二三七

岩田中茂勇 一五四

茂井三四七

山脇辰夫 和田四二八

矢木重慶 四一八

深田崎正清 三〇九

西本節夫 四〇二

山口行雄 道和寺八三一

井勢譽富 大和茶屋八六七

藤井信寿 大谷五八

伊藤貞清 国府三五六

小谷潤太郎 三三〇

小谷庸理 国分寺二九六

吉田清一 福光二五三

河本一明 不入岡三七六

山根舜象 国分寺三一四

山根辰藏 四一四

深田肇 不入岡三七六

理事 田山山本岩井脇辰茂夫 貢肇 倉吉市和田四〇四

任期満了により退任
就任した役員の氏名及び住所

理事 深田肇 倉吉市和田四〇四

山根象舜 不入岡三七六

山根象舜 三六八

山本貢 三四七

脇辰茂 七二七

辰茂夫 一四四

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年八月四日

| | |
|--|----------------|
| 矢木重慶 | 和田四二八 |
| 山崎正 | 四一八 |
| 山村脇和香 | 清三〇九 |
| 山口行雄 | 道和寺八三一 |
| 井勢誉富 | 七五二 |
| 藤井信寿 | 大谷茶屋八六七 |
| 藤伊藤貞清 | 大谷五八 |
| 長田辰藏 | 国府三五六 |
| 小谷一明 | 四五九 |
| 吉田清一 | 国分寺三一四 |
| 河本一明 | 福光二五三 |
| 高橋貢 | 四一四 |
| 高橋巖 | 国分寺三三三 |
| 不入岡二九三 | 二〇の一まで |
| 昭和四十五年三月十一日通常総会において選挙の結果当選し、昭和四十年四月一日就任 任期二年 | 日野郡日野町大字金持字沢尻五 |

鳥取県告示第五百四十五号

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十

八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年八月四日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年八月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 種道路類の 路線名 | 区 | 間 | 後別 | 変更前 | | 変更後 | 敷地の幅員 メートル | 延 メートル |
|---------------------------|----------------|---------|---------|---------------|-----------|---------|---------------|-----------|
| | | | | 敷地の幅員 メートル | 延 メートル | | | |
| 八頭郡佐治村大字柄原字辰巳崎 三八五の先から | 八頭郡佐治村大字柄原字辰巳崎 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 |
| 二八五の八の先まで | 字上大月 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 | 一、七五〇・〇 |
| 変更前 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 |
| 変更後 | 四・一 | 四・一 | 四・一 | 四・一 | 四・一 | 四・一 | 四・一 | 四・一 |
| 四・三〇・四 | 四・三〇・四 | 四・三〇・四 | 四・三〇・四 | 四・三〇・四 | 四・三〇・四 | 四・三〇・四 | 四・三〇・四 | 四・三〇・四 |
| 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 | 五・五五一・〇 |

鳥取県告示第五百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市三柳第二土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 聰

一 組合の名称

米子市三柳第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十五年八月四日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市三柳字六十間中通の一部

六十間市道西の一部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地
(米子市建設部都市計画課内)

昭和四十五年八月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

章

五 設立認可の年月日
昭和四十五年八月四日

六 事業年度
昭和四十五年度及び昭和四十六年度

七 公告の方法
この組合の公告は、事務所の掲示場所及びこの組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行なう。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十五年六月十八日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十二条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

七、八百人

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、三五人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

五、八百人

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四、九百人

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、三三人

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

七、八百人

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、四九人

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一四、八八人

気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

五、六八人

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一六、二六人

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、八九人

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

七、三三八人